

ほんじょう 水だより

目次

- 本庄市水道事業審議会から市長が答申を受けました・・・P 1
- 水道料金・下水道使用料等の納付期限が変わります・・・P 1
- アセットマネジメント計画について・・・P 2
- 水道施設の災害対策について・・・P 3
- 本庄市水道利用者アンケートについて・・・P 4

編集・発行／本庄市上下水道部

本庄市水道事業審議会から市長が答申を受けました

平成30年5月24日に本庄市長から本庄市水道事業審議会へ、「本庄市水道事業ビジョン」に掲げた施策の取組状況及び今後の取組等について、意見を求める諮問を行いました。

審議会では、「本庄市水道事業ビジョン」に掲げている「安全」、「強靱」及び「持続」の3つの取組状況を検証し、その結果を今後どのように反映させていくべきかを検討していただきました。

審議会の開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催が制限される状況もありましたが、約5年の期間を掛けてご審議いただき、令和5年7月18日に答申を受けました。

<答申の概要>当審議会は、今後も給水収益の減少が懸念される状況を考慮し、水道施設について将来想定される老朽化及び災害による断水事故等のリスクに対応すべく、水道事業全体を見据えた財政的な経営基盤の強化が必要であり、地方公営企業の独立採算制の基本原則の観点からも、早急に適切な料金の見直しを実施することが避けては通れない状況にあると判断しました。さらに、適正な事業経営の推進のため、令和7年度に策定予定の「本庄市水道事業基本計画」の修正等を事業経営に反映するとともに、更なる水道事業の経営の効率化等の自助努力を継続することを求めます。



令和5年7月18日に吉田信解市長(左)へ答申書を渡す小林猛水道事業審議会会長(右)



審議会の様子



審議会の答申内容は市ホームページをご覧ください。

水道料金・下水道使用料等の納付期限が変わります

令和5年10月検針分から、以下のとおり納付期限が変更となります。

変更後：検針月の翌月の15日

変更前：検針月の末日

納付期限内の納付をお願いします。



※口座振替の場合は、従来どおり検針月の27日(2月及び12月は25日)が振替日となります。

納付期限

納入通知書の例

アセットマネジメント計画について

本庄市水道事業では、浄水場や配水場等の他に水道管路を含めた資産を水道施設として管理して利用者の皆さまに安全で安心な水道水をお届けしています。

本市の水道施設は建設から年月が経過し、既に法定耐用年数を超えるものも多く、老朽化が進行しています。これらの更新や改築を適切に進めるため、令和5年5月に「本庄市水道事業アセットマネジメント計画」を策定しました。本市では、今後、この計画に基づいて水道施設の管理を進めていきます。

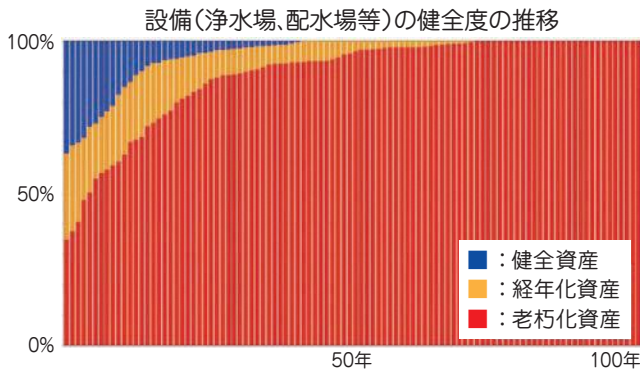
●アセットマネジメントとは

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「将来にわたって持続可能な水道事業を実現するために、保有する水道施設の計画的な更新を効率的かつ効果的に、財政収支を踏まえて実施するための活動」を指します。

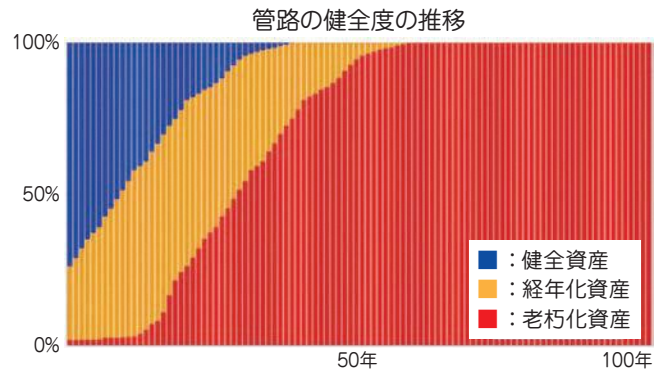
以下のグラフは、平成21年7月に厚生労働省より公表された「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」に基づいた本市の水道施設の健全度の推移の状況です。

このままでは断水等の事故につながる恐れがあることから、水道事業審議会の答申内容も踏まえ、計画的かつ効率的に更新工事を推進していく必要があります。

※グラフは令和4年度からの100年間のシミュレーション結果です。



設備に関しては、現時点で約38%が健全資産、約25%が経年化資産、約37%が老朽化資産となっており、設備の更新を全く行わなかった場合、上の図のように急激に老朽化資産の割合が増えていく状況となっています。



管路に関しては、現時点で約75%が健全資産、約23%が経年化資産、約2%が老朽化資産となっており、管路の更新を全く行わなかった場合、上の図のように令和22年度以降から急激に老朽化資産の割合が増えていく状況となっています。

資産の健全度

状態	経過年数
健全資産	法定耐用年数以下の資産
経年化資産	法定耐用年数を超え、法定耐用年数の1.5倍以下の資産
老朽化資産	法定耐用年数の1.5倍を超える資産

法定耐用年数概略表

工種	法定耐用年数
土木・建築	15年 ～ 80年
機械	10年 ～ 17年
電気	6年 ～ 20年

水道施設の状況については、上記のとおり老朽化が進行しています。本市では故障等による大規模な断水を防ぐため、水道施設の更新を計画的に進めています。また、漏水や濁水(赤水)の発生の原因となる老朽管の更新も進めています。



法定耐用年数を超え老朽化が進行している配水ポンプ(第一浄水場)



老朽化が進行している浄水施設(第二浄水場)



漏水や濁水(赤水)の原因となっている老朽管

水道施設の災害対策について

「本庄市水道事業ビジョン」では、施策の一つとして「水道施設の計画的耐震化と更新（強靱）」を掲げ、大規模な地震が発生した場合にも被害を最小限にとどめるため、浄水場等の設備の計画的な耐震化に取り組むことや、年々増加していく老朽管についても管路の重要性に応じて適切な管路更新延長を設定し、更新工事の実施に取り組むこととしています。

以下のとおり、本市は全国や埼玉県の実績に比べて耐震化率が下回っていることが確認できます。



施策2（強靱）における成果指標と埼玉県・全国実績比較

指標項目	H28実績 2016	R3実績 2022	R3実績 埼玉県	R3実績 全国	目標値	
					2023	2029
浄水施設の耐震化率 (%)	0	0	19.5	39.2	4.1	27.4
配水池の耐震化率 (%)	21.9	21.9	75.1	62.3	32.4	46.8

・浄水施設の耐震化率 = (耐震対策の施された浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100

・配水池の耐震化率 = (耐震対策の施された配水池等有効容量 / 配水池等有効容量) × 100

指標項目	H28実績 2016	R3実績 2022	R3実績 埼玉県	R3実績 全国	目標値	
					2023	2029
※基幹管路の耐震適合率 (%)	34.7	37.2	49.1	41.2	46.5	60.0

※基幹管路とは、導水管や配水本管のように水道管の基幹的な施設になり、水道を支える重要な管路のこと。

・基幹管路の耐震適合率 = (基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長 / 基幹管路延長) × 100



耐震性能を有した管路の工事の施行状況

地震災害により倒壊した配水池
(厚生労働省健康局水道課資料より抜粋)

「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」では、利根川が氾濫した場合に第二浄水場や都島浄水場が浸水する想定となっています。このため、本市では各浄水場の浸水対策に引き続き取り組んでいきます。



耐震化や浸水対策を必要とする施設(第二浄水場)



耐震化や浸水対策を必要とする施設(都島浄水場)



本庄市水道事業ビジョン
の詳細は市ホームページを
ご覧ください。



耐震化を必要とする施設(児玉浄水場)



耐震化を必要とする施設(下真下受水場)



アセットマネジメント計画
の詳細は市ホームページを
ご覧ください。

本庄市水道利用者アンケートについて

本庄市水道事業では、現在実施している事業や将来の水道事業の方向性について、利用者の皆さまの意識やご意見をお伺いし、今後の事業運営の参考とさせていただくため、令和4年10月に水道利用者アンケートを実施しました。

多くの皆さまにご協力いただきありがとうございました。



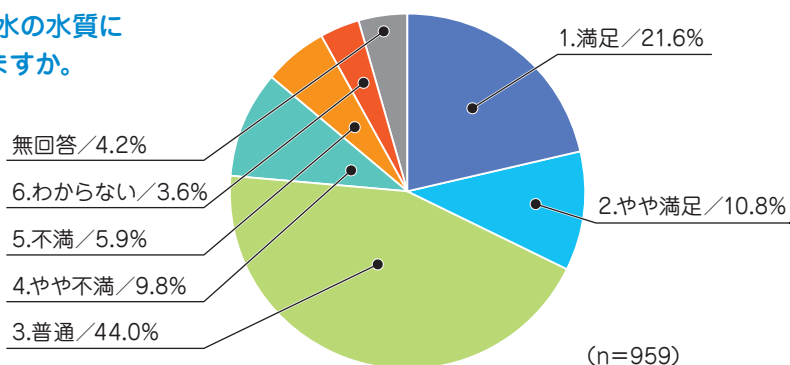
アンケートの詳細な結果報告書は市ホームページをご覧ください。

実施概要

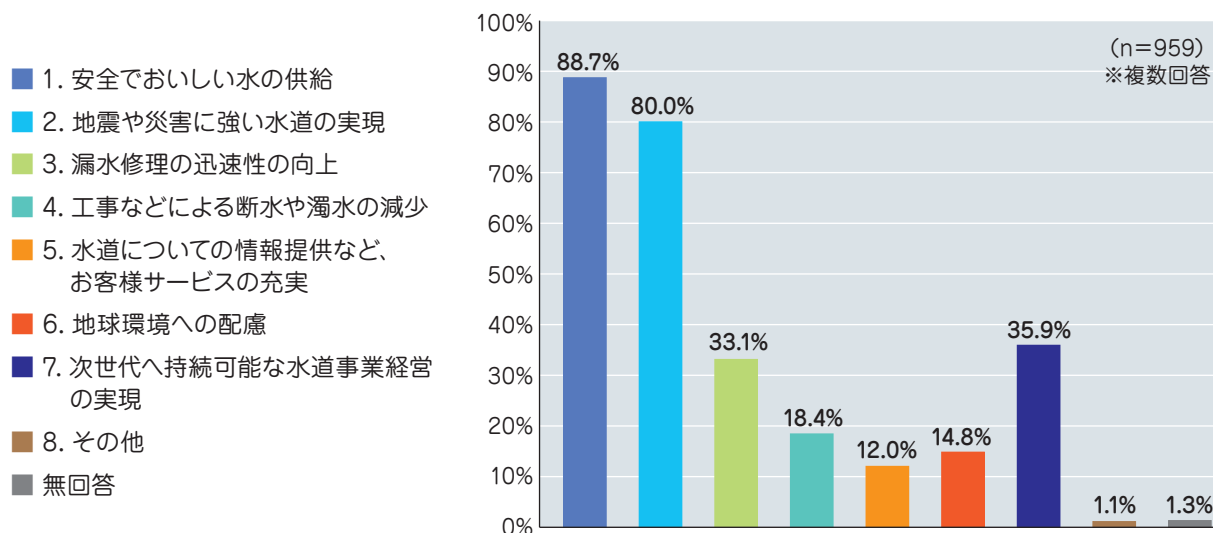
- 配布数 2,000件（無作為抽出）
- 調査時期 令和4年10月
- 回答数 959件
- 回答率 48.0%

アンケート結果（一部抜粋）

Q. 現在の水道水の水質に満足していますか。



Q. これからも安心して水道水を使っていただけよう努めてまいります、より優先的に取り組むべきだと思うことを教えてください。（上位三つまで）



■水道の使用等に関するお問い合わせは

住所／本庄市千代田3-4-5（水道庁舎）
電話／0495-22-2151
FAX／0495-22-2153

■下水道の使用等に関するお問い合わせは

住所／本庄市本庄3-5-3（本庄市役所下水道課）
電話／0495-25-1146
FAX／0495-25-1145

受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。



▲過去の
水だよりははこちら